

子ども・子育て支援法第三の二

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

法第三の二の2

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

法第三の二の2(一)

各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育提供区域ごと、認定区分(0-2は0歳と1-2歳の区分に分ける)ごとに計画期間における必要利用定員総数を定める

法第三の二の2(二)

実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域ごと及び認定区分ごとに、「量の見込み」に対応するよう、教育保育施設及び地域型保育事業所に係る提供体制の確保の内容及び実施時期を定める

		平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度				
		1号認定 ※1	2号認定 ※2	3号認定 ※3 0歳	3号認定 1-2歳	1号認定	2号認定	3号認定 0歳	3号認定 1-2歳	1号	2号	3号 0歳	3号 1-2歳	1号	2号	3号 0歳	3号 1-2歳	1号	2号	3号 0歳	3号 1-2歳	
全地域	①量の見込み(必要利用定員総数)																					
	②確保の内容	教育・保育施設※4																				
		地域型保育事業所※5																				
		認可外保育施設※6																				
需給ギャップ②-①																						
世田谷地域	①量の見込み(必要利用定員総数)																					
	②確保の内容	教育・保育施設																				
		地域型保育事業所																				
		認可外保育施設																				
需給ギャップ②-①																						
北沢地域	①量の見込み(必要利用定員総数)																					
	②確保の内容	教育・保育施設																				
		地域型保育事業所																				
		認可外保育施設																				
需給ギャップ②-①																						
玉川地域	①量の見込み(必要利用定員総数)																					
	②確保の内容	教育・保育施設																				
		地域型保育事業所																				
		認可外保育施設																				
需給ギャップ②-①																						
砧地域	①量の見込み(必要利用定員総数)																					
	②確保の内容	教育・保育施設																				
		地域型保育事業所																				
		認可外保育施設																				
需給ギャップ②-①																						
烏山地域	①量の見込み(必要利用定員総数)																					
	②確保の内容	教育・保育施設																				
		地域型保育事業所																				
		認可外保育施設																				
需給ギャップ②-①																						

※1 3-5歳学校教育のみ

※2 3-5歳保育の必要性あり

※3 0-2歳保育の必要性あり

※4 認定こども園、保育所、幼稚園(確認を受けない幼稚園により確保する場合はそれも記載)

※5 小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

※6 当分の間、市町村又は都道府県が財政支援を行っている認可外保育施設による提供体制の確保について記載することも可能

子ども・子育て支援法第三の二

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

法第三の二の3

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

法第三の二の3(一)

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業計画の量の見込み」を定める

法第三の二の3(二)

実施しようとする教育・地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域ごとに、「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期を定める

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1. 利用者支援に関する事業	①量の見込み	※1				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
2. 時間外保育事業	①量の見込み	※2				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
3. 放課後児童健全育成事業	①量の見込み	※3				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
4. 子育て短期支援事業	①量の見込み	※4				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
5. 乳児家庭全戸訪問事業	①量の見込み	※5				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
6. 養育支援訪問事業	①量の見込み	※6				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
6-2. 要保護児童等の支援に資する事業	①量の見込み	※6				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
7. 地域子育て支援拠点事業	①量の見込み	※7				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
8. 一時預かり事業	①量の見込み	※8				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
9. 病児保育事業	①量の見込み	※9				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
10. 子育て援助活動支援事業	①量の見込み	※10				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					
11. 妊婦検診事業	①量の見込み	※11				
	②確保の内容					
	需給ギャップ②-①					

※1 子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援の利用希望に基づき、身近な場所で必要な支援が受けられるよう地域の実情を配慮しつつ目標事業量を設定

※2 小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して目標事業量を設定

※3 放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して目標事業量を設定(学年があがるほど利用の減少傾向に留意)

※4 保護者の状況により子どもの養育が一時的に困難となった期間の実績に基づき、10等による対応も勘案して目標事業量を設定

※5 出生数等を勘案して目標事業量を設定

※6 要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して目標事業量を設定

※7 地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、移動可能な範囲で利用できるよう配慮し、目標事業量を設定

※8 小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に利用希望を加えたものを勘案して、

10等による対応も勘案し、目標事業量を設定(幼稚園の預かり保育の定期的な利用を除く)

※9 一. 2号3号の小学校就学前子どもの数を利用可能性のある者とし、利用実績、利用希望を勘案して目標事業量を設定

二. 利用実績、利用希望を勘案して、適切と考える区域ごとに整備されるよう目標事業量を設定

※10 子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、8等による対応も勘案し、目標事業量を設定

(幼稚園の預かり保育の定期的な利用を除く)

※11 妊娠の届出件数を勘案して目標事業量を設定